

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和5年12月18日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、株式会社東京高英の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 取り消した許可

(1) 業者

名 称：株式会社東京高英

所 在 地：埼玉県新座市馬場一丁目11番20号

(2) 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

許可番号：01100193827

2 許可を取り消した日

令和5年12月16日

3 許可を取り消した理由

株式会社東京高英は、令和5年5月27日に法第12条第5項（委託基準）に違反したことにより罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。